

仙台駅東まちづくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、仙台駅東まちづくり協議会規約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入退会及び変更)

- 第2条 当協議会規約第5条第1項に定める入会申込書は別記様式第1号のとおりとする。
- 2 当協議会規約第5条第2項に定める入会承認書は別記様式第2号のとおりとする。
- 3 当協議会規約第8条第1項に定める退会届は別記様式第3号のとおりとする。
- 4 当協議会規約第7条第1項に定める変更届は別記様式第4号のとおりとする。

(経費等の負担)

第3条 当協議会規約第6条第1項に定める正会員の会費の額は、以下のとおりとする。

正会員年間会費	2万円／1口（個人会員は5千円）
---------	------------------

※企業又は団体については、最大口数を設けず、口数に応じて、ホームページや広報誌等への広告掲出面積などで差別化を図るものとする。

- 2 当協議会規約第6条第2項に定める賛助会員の賛助会費の額は、以下のとおりとする。

賛助会員年間会費	2万円／1口（個人会員は3千円）
----------	------------------

※企業又は団体については、最大口数を設けず、口数に応じて、ホームページや広報誌等への広告掲出面積などで差別化を図るものとする。

(会員名簿)

第4条 当協議会規約第11条第1項に定める会員名簿は、別記様式第5号のとおりとする。

(事務局)

第5条 当協議会規約第47条第4項に定める事務局の組織体制は以下のとおりとする。

組織体制	員数
事務局長	1名
事務局次長	若干名
事務局	若干名
庶務・会計	1名以上

- 2 事務局の主な業務は以下のとおりとする。

業務内容
当協議会全体及び各部会の活動に関する連絡調整
会員の入退会管理（名簿作成）
総会、理事会の招集手続き、運営、議事録作成
会費の徴収
予算執行管理
事業計画案、事業報告案の作成
当協議会の活動に関する問い合わせ対応
行政機関との連絡調整